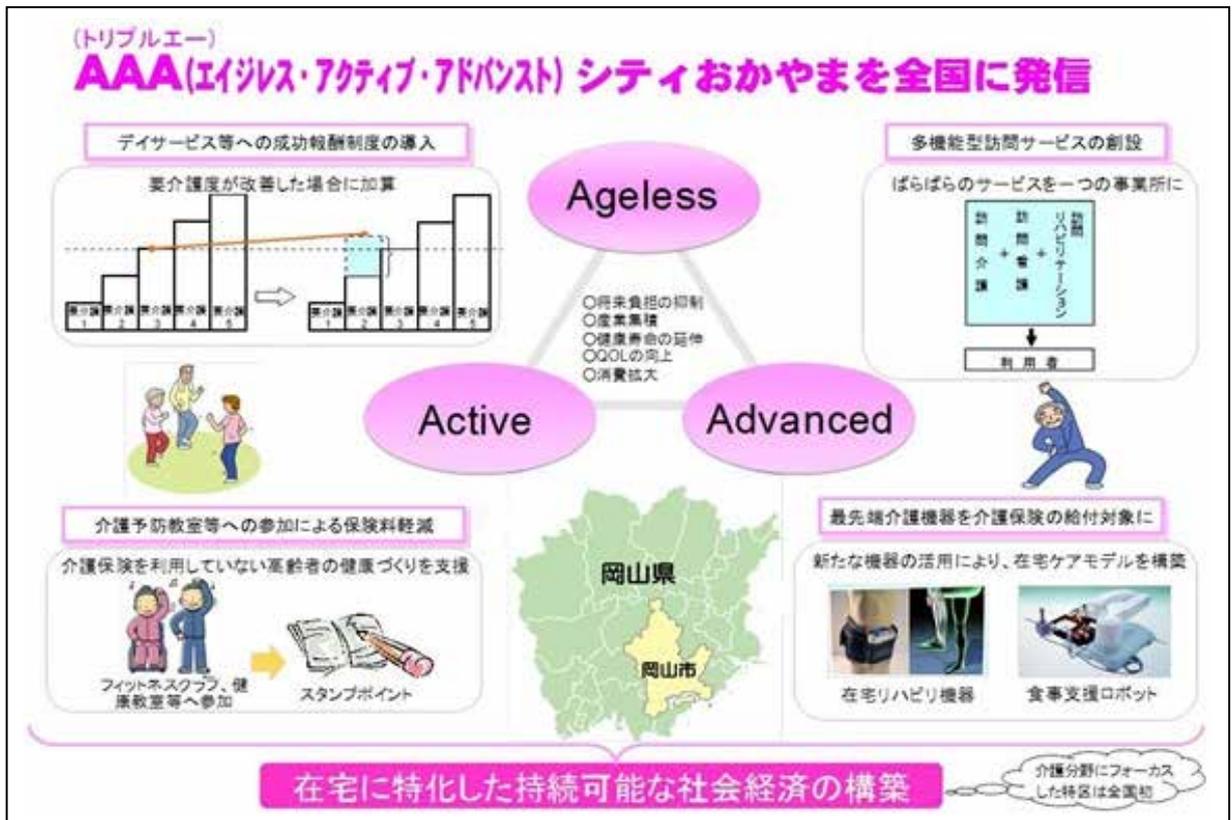


介護保険制度への成功報酬制度の成果と課題・・・PPPのインセンティブ

2015年度は、3年毎に改正される介護保険法の見直しの年となる。今回の改正の柱は、いわゆる「医療介護総合確保推進法」(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づき、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを形成することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について整備等を行うもの)によって、介護と医療との連携を今まで以上に密接にする点にある。具体的には、要支援1・2の対象者に関して介護保険本体の給付から訪問介護と通所介護を外し、対応するサービスについて地域支援事業を再編成すること、通所介護の機能、とくに定員10人以下の小規模型は地域密着型サービスへ移行し、新たな事業所開設は保険者の管理下とすること、特別養護老人ホームの入所対象者を原則要介護3以上にすることなどであり、これらの見直しを具体的に実施するため、基礎自治体の政策力が問われることになる。

こうした介護保険法改正に先んじて介護政策で注目されるのは、岡山市の「岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区～AAA(エイジレス・アクティブ・アドバンスト)シティおかやま～」である。柱となる内容は、「デイサービス等への成功報酬制度の導入」、「介護要望教室等への参加による保険料軽減」、「最先端介護機器を介護保険の給付対象に」、「多機能型訪問サービスの創設」であり、岡山市が注力しているのは、成功報酬制度の導入である。



(資料) 内閣官房地域活性化統合事務局・内閣府地域活性化推進室資料。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/toc_ichiran/toc_page/t35_okayama.html

成功報酬制度は、介護保険制度では要介護度が高いほど事業者を支払われる報酬が高くなるため、事業者が介護度の改善に消極的になりやすい点が課題として指摘され、それを受けて「通所サービスに介護度改善で成功報酬」を導入する仕組みである。介護事業者が被保険者の要介護度の改善に関係なく介護報酬を得る現状を見直し、介護事業者の要介護度改善のインセンティブを高めるため、岡山市がデイサービスと通所リハビリテーション事業者を対象として要介護度を改善した介護事業者により多くの報酬が支払われる成功報酬部分を組み入れることを特区で事業提案したものである。もちろん、成功報酬制度導入により、改善が難しい利用者の受け入れの拒否が生じ、介護認定の改善が見込まれる利用者の受け入れが進むことで利用者の選別が行われるなどの問題点も指摘され、利用者への適切な支援が必ずしも要介護度改善に結び付くとは言えないことから、利用者への自立支援の観点における適切なサービス提供が実現しづらいのではないかなど問題点も指摘されている。こうした点から厚生労働省も成功報酬の導入制度について慎重な姿勢を示し、介護保険料は「介護給付費分科会等の審議を経て全国一律のものとして決定されるべき性質のものであり、特区制度の枠の中で、地域限定的に認める特例としてはそもそも馴染まない」としている。

一方で介護保険費用の抑制は喫緊の課題であり、川崎市では成功報酬部分に市の単独予算を充て、岡山市の取り組みを倣う動きを示している。川崎市は、「かわさき健幸福寿プロジェクト」とし、『現在の介護保険制度では、要介護度に応じて報酬が設定されています。介護度が重くなるほど「介護の手間」がかかるため、報酬は高くなりますが、要介護度が改善した場合の質の評価は反映されず、報酬は減少することになります。このような仕組みの中、介護サービス利用者の要介護度が維持又は改善が図られた場合、事業者に対して、インセンティブを与える新たな仕組みにより、事業者の意欲を高め、利用者の介護度が改善され、保険料が抑制されることとなります。新たな仕組みづくりに向けて菊地副市長が委員長に就任し、局長級を中心としたプロジェクト（検討委員会）を設置します。また、有識者や団体関係者から意見等を伺いながら、平成27年度から29年度を計画期間とする「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に位置付け、計画期間中に具体化していきます』としている。

（資料 <http://www.city.kawasaki.jp/templates/press/cmsfiles/contents/0000057/57663/houdouhappyou.pdf>）

以上のように川崎市でも、成功報酬制度導入により事業者側に要介護度の維持・改善へのインセンティブを促し、介護保険料抑制も目指す取組みを意図している。成功報酬制度は、このほかに東京都品川区が特別養護老人ホームを対象に利用者の要介護度が改善した場合に奨励金を交付する「要介護度改善ケア奨励事業」を開始しているほか、滋賀県が通所型介護施設対象に交付金を支給しているなどの例がある。今回の介護保険法改正で自治体の政策力がさらに問われると同時に、介護保険料の全国一律制度の下での岡山市や川崎市等の取組みの成果と課題を検証し議論する段階を迎える。